

令和5年度障害者施設等における検査費用補助の概要について

1 補助内容

		感染者発生日	
		令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
対象事業所		<p>職員又は利用者に感染者が発生した事業所(発生した事業所と同一建物に併設する事業所も対象)</p> <p>※濃厚接触者(令和5年5月7日まで)や感染者と接触のあった者のみの発生では、補助の対象なりません。</p> <p>※対象サービスは別表のとおり</p>	変更なし
補助対象となる検査	<p>・PCR検査(PCR検査キット含む)</p> <p>・抗原定量検査 (注)抗原定性検査(検査キット)は対象外</p>	<p>①感染者が発生したが、行政検査とならなかった職員・利用者(入所者)が感染の有無を調べるために受けた任意の検査</p> <p>※感染者発生後の直後の検査一人あたり1回のみが対象</p> <p>※任意の検査(全額自己負担)が対象となる。検査が医療保険適用となった場合の自己負担分や初診料などの医療保険対象の項目は補助対象外</p>	変更なし
	抗原定性検査(検査キット)	<p>②濃厚接触者である職員が待機期間を待たずに復帰する場合の検査</p> <p>※薬事承認された検査キットであること</p> <p>※<u>復帰日と復帰日前日の連続した2回の検査</u>であること。1回のみでは復帰の要件を満たさないため対象とならない。</p> <p>(具体例) 待機期間5日間(6日目復帰)のところ2日目と3日目に検査し陰性が確認できたため、3日目から復帰した ⇒2日目(復帰日前日)と3日目(復帰日)の検査が補助対象となる。</p>	終了
補助額		1件あたり1万円まで	変更なし

※補助対象となる経費は、令和4年度及び令和5年度に発生した経費です。

別表

サービス	施設、事業所の種類
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
通所系サービス	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助
短期入所系サービス	短期入所
居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)
計画系サービス	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
地域生活支援事業	移動支援事業、地域活動支援事業、福祉ホーム

注1 感染者が発生した場合、その影響があった範囲内において、1対象施設等(事業所)当たり1回申請を行うことができる。ただし、前回の申請・交付から一定期間経過後であって、感染者の発生に至った事由が前回の補助事業と異なると客観的に判断される場合は改めて申請を行うことができる。

注2 対象施設等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

2 申請期限

令和6年3月31日まで(申請は随時受付)。

※補助金は申請書類が整った日から概ね1ヶ月後を目途にお支払いします。